

事業者排出量削減計画書の評価の方法 1

重点対策の実施

実施すべき対策について、「必須項目」「選択項目」に分け、実施率を算出する。

必須項目（うち実施項目）

多くの削減対策の基盤となる対策
多くの事業者が該当する対策
実施状況の確認が可能な対策

【例】

- ・ 機器管理台帳の整備
- ・ 管理標準の設定
- ・ ボイラー空気比の適正管理
- ・ 空調フィルターの清掃

など全34項目

選択項目（うち実施項目）

社会的観点から実施が望ましい対策
行政の施策への協力・参加
過去（平成20～22年度）の設備更新

【例】

- ・ グリーン調達
- ・ 府が行う省エネ運動等への参加
- ・ 環境製品・サービスの実施
- ・ 過去の設備更新の効果が大きい

など全6項目

必須項目（うち該当項目）

100% 以上

目標削減率を3年間の年平均で「1%」優遇して評価

※必須項目は、当該事業者が該当する項目に限る。

確認のため、
関係資料の
提出を求めます。

事業者排出量削減計画書の評価の方法2

評価の基準となる「目標削減率」を部門別に設定 ※部門は「事業者」としての産業分類による

業務部門：3年間の年平均▲3%
産業部門：3年間の年平均▲2%
運輸部門：3年間の年平均▲1%
相当の削減

事業者の削減の計画値が、目標削減率を超えるか超えないかにより評価を確定
(第一段階で優遇評価となった事業者は優遇後の目標削減率を基準に評価)

